

茨城の教育

茨城県高等学校教職員組合
310-0853 茨城県水戸市平須町表原1-93
telephone 029-305-3075
facsimile 029-305-3317
/www.mito.ne.jp/~iba-kou/

東京高裁で模試監督裁判逆転勝訴 違法な職務命令による休日勤務と認定し公務災害補償

前号でお知らせしたとおり、3月17日、東京高等裁判所は、2004（平成16）年7月に日立二高で実施された進研模試の監督業務のための出勤途上、交通事故による傷害を負った竹中洋子さんに対する地方公務員災害補償基金の「公務外認定処分」

を取り消す判決を言い渡した。違法な時間外勤務慣行を断罪する画期的判決といえる。今回は、公務災害発生から高裁での逆転判決にいたる経緯を一瞥し、次回以降、判決の内容とその意義について検討することにする。

地方公務員災害補償制度は、民間労働者の労働者災害補償制度に対応する制度であり、業務遂行（「公務遂行」）によって労働者（地方公務員）が疾病・傷害などの労働災害（「公務災害」）にあった場合、治療費や死亡の場合の遺族年金などを支給する制度である。

竹中さんの場合、模擬試験当日が土曜日であり「勤務を要しない日」であったことから、地公災基金（窓口は茨城県支部、支部長は橋本昌茨城県知事）は、校長が竹中さんに対して出勤するよう命令していたかどうかを問題にした。当時の校長と後任の校長が職務命令を発していないと回答したため、地公災基金は、当日の監督業務は教員らが職務命令を受けないまま任意におこなったものであり「公務」ではないから、当然「公務上の災害」ではありえず、補償の対象ともならないとした（2007年1月）。

違法な勤務命令

他校同様、日立二高では毎年

度当初に進路指導部の原案にもとづき、県教委の規則によれば「校長が主宰する」職員会議において進研模試の実施計画を決定している。したがって監督のために出勤する教員は、校長の職務命令のもとに模試監督業務に従事していることは明らかである。ところが、勤務時間外（勤務日の時間外のほか「週休日」である土曜・日曜を含む）に勤務命令を発することが許されているのは、実習・学校行事・職員会議・非常災害の4つで、しかも臨時または緊急の場合に限られる（義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法、およびそれに基づく条例）。

ということは、校長は発してはならない違法な休日勤務の職務命令を発したことになるから、地方公務員法による懲戒処分や、被災した教員に対する民事上の損害賠償責任を免れることはできない。それを黙認している茨城県教育委員会も同様の行政上・民事上の責任を問われることになる。そこで、校長や県教育委員会は、そんなことをすれば傷

害を負った教員が補償を受けられないことになるのを知りつつ、校長が職務命令を発していない状態で、竹中さんらが任意に私的に休日出勤したということにして、みずからの違法行為責任を隠蔽することにしたのである。

通常であれば、地公災基金支部による「公務外認定処分」によってすべては終わるところである。しかし、仕事（公務）であることを少しも疑わず、生徒の学力向上のために必要な教育活動だと思えばこそ、あえて休日を犠牲にして出勤したにもかかわらず、いざ交通事故でひどいけがを負った途端、勤務命令など出していないとして知らんぷりをされるのは到底納得できないとして、竹中さんは地公災基金県支部に併設されている支部審査会に審査請求をおこなった（2007年5月）。

職務上の災害に遭遇したうえ、補償すら受けられないというのでは、安心して働くことはできないから、同僚や後輩たちのためにも理不尽な勤務慣行の是正をはかりたいと、あえて決断し

水・土・食料の深刻な放射能汚染を隠蔽する原発推進勢力

政府・地方行政当局・推進派医師らによる情報操作の具体的内容

「風評被害」のまやかし

3月21日、福島第一原子力発電所から放出・拡散した放射性物質によって福島県産の牛乳と茨城県産のハウレンソウの汚染が明らかになった。かなりゆるく設定された厚生労働省の「暫定規制値」さえ、一挙に上回ってしまったのだ。政府は、十分な幅をとってあるので大丈夫だ

たものである。

このあと、地公災基金茨城県支部審査会、地公災基金（本部）審査会があいついで、審査請求を棄却したため、竹中さんは2008年10月に水戸地裁に公務外認定処分取消しを求める行政訴訟を提起したが、2010年6月に請求棄却の判決を受けたため控訴し、今回東京高裁で原判決取消しによる基金支部の公務外認定処分取消しの逆転判決にいたったものである。

ベネッセによる雇用という虚構

支部審査会での審査から東京高裁での裁判にいたる過程で、地公災基金は、竹中さんが公務として勤務したのでないとするのかを説明しなければならぬ立場に置かれた。地公災基金は、竹中さんがベネッセ・コーポレーションに臨時に雇われて働いていたのだとする、驚くべきフィクションを作り上げて、公務遂行の事実を否定しようとした。

ベネッセとの雇用関係がある

ろうと高をくくっていたようだが、「想定外の」顕著な汚染が進行し始めたのである。

政府・地方行政当局・報道機関などの原子力発電推進勢力は、放射性物質による農産物の汚染に直面した国民の反応に対して「風評被害」というレッテルを貼りつけ、その抑制をはかろうとしている。「被害」というからには加害者がいるはずだが、原

というなら、相応の給与が支払われたはずだが、そのような事実はない。そもそもベネッセに雇用されているというなら、たとえアルバイトであっても労働者災害補償制度によって災害補償が実施されるはずで、いまさら地方公務員災害補償制度による補償を請求するはずがないのである。竹中さんの公務外認定処分取り消し請求を棄却した基金支部審査会と一審の水戸地裁は、さすがにこの荒唐無稽な「ベネッセ従業員説」を採用するのをためらい、裁決理由・判決理由においては、公務上だとする主張とともに退けている。

控訴審の東京高裁判決においては、雇用関係不明につき公務外とする一審判決の論理は、あまりにずさんで、これでは裁判所の権威は保てないと判断したのだろう。いったん宣言した判決言い渡し期日を延期し、あらためて全証拠を精査のうえ、一審判決を破棄し、控訴人（原告の竹中さん）の主張を全面的に採用し、「形式的には出勤命令は

発推進勢力は、放射性物質で汚染された食品の摂取をおそれる国民の当然の反応をあたかも犯罪であるかのように描き出し、国民を加害者として断罪している。放射性物質による食品汚染は、国策として進められてきた原子力発電が原因となってもたらされた結果である。生産物を

【2面につづく】

出されていなかったもの」「監督を分担することについては、学校長の承認があったといえる」から、「監督業務は、任命権者の支配管理下にある業務であるとするのが相当」とした。

裁判所は違法な時間外勤務命令があったことを認定したものであり、茨城県教育委員会の違法行為責任は免れない。

休日勤務慣行の違法性

休日出勤命令は違法であるが、違法な命令によって出勤した場合であっても公務災害補償の対象となるというのが判決の趣旨である。今後は休日の模試監督業務が「公務」と認められ、堂々と実施できるなどと早とちりをしてはならない。したがってまた、「兼職兼業届」によって表面を糊塗し、あいかわらず違法な勤務命令によって休日勤務を強制している茨城県教育委員会は、方針変更をせまられているのであるが、これらの点については次回詳細に検討する。

（以下次号）

【1面放射能汚染記事つづき】

放射性物質によって汚染されてしまった農家と、安心してたべることができる農産物を奪われた国民は被害者であり、放射性物質を大量に放出した事業者の東京電力株式会社と日本国政府が加害者である。

原発推進派知事の動き

放射性物質による水や食料の汚染という由々しき事態にいち早く対応したのが茨城県知事橋本昌である。全国一の原子力施設群をもつ茨城県の知事として、橋本は被害者である茨城県の農家と国民のためではなく、加害者である東京電力と政府を免罪し、福島原発事故によって国策としての原子力発電推進政策が挫折するのを阻止するための行動にとりかかった。

橋本は、食品汚染があきらかになる前の16日の時点で県のウェブサイト「東京電力福島第一原子力発電所の事故に伴う放射線の影響は心配ありません。」と題するメッセージを掲載した（本紙1028号）。そして、21日には何の根拠も示さずに「雨が降っても健康に影響はありません」（www.pref.ibaraki.jp/important2/20110311eq/20110321_12/）と断言するメッセージを追加掲載した。

21日から22日にかけての降雨の後、東京や茨城で水道水からWHOの規制値（10Bq/kg）の10倍にあたる乳児の「暫定規制値」である100Bq/kgを大幅に超える、200Bq/kg前後の放射性ヨウ素が検出された。雨水には高濃度の放射性物質が含まれていたのである。

「健康に影響はありません」という橋本の断言は大嘘だったことがあきらかになったのだが、4月9日現在もそのままである。

なお、茨城県教育委員会のウェブサイトは、雨水の顕著な汚染があきらかになった後の24日ないし25日になって「雨が降っても健康に影響はありません」へのリンクを表示した。思慮と責任感に欠ける行為である。

3月25日、県知事橋本昌は上京し厚生労働大臣・農林水産大臣・国土交通大臣らと面会し要望書を提出した。そのうち、厚生労働大臣への要望書では次のとおり要求している（www.pref.ibaraki.jp/important2/20110311eq/20110325_22/files/20110325_22a.pdf）。

「暫定規制値については非常に厳しい基準となっており、混乱の一因ともなっているため、早急に見直すこと。例えば、野菜類の規制値は2000Bq/kg以下とされているが〔……〕適切に改訂を行うこと。」

2000Bq/kgが「非常に厳しい基準」だと断定し、規制値を引き上げろということは、結局のところ放射性物質で汚染された農産物の流通を促進し、国民に食べさせるべきだというのだ。

原発からの放射性物質放出は、大気中だけでなく、海や地下へも広がり、その量は拡大の一途をたどっている。水蒸気爆発やチャイナ・シンドロームなどの激烈な事象が起きれば一切の作業が不可能になり、原発20基分の放射性物質が放出するのを座視する最悪の状況となるが、その可能性はまだなくなっている。一応の「安定化」のめどもたっていない。口をつぐん

でいるが、津波以前に地震で施設全体が致命的に損壊していたことは明白で、放射性物質の大規模な拡散はすくなくとも今後数十年間にわたって続くだろう。海の汚染は全地球的規模で進み、土壌汚染は日本列島において集中的に進行する。水、農産物、家畜の汚染はすでに半永久的なものとなった。

しかし汚染がどんなに進行したとしても、原発推進勢力にたいする責任追及がおこなわれたいようにしたい。そのためには、食料汚染が起きていないことにしたい。すでに汚染は始まってしまったが、規制値改訂によって一挙に「終息」させ、「安全宣言」を出したい。これが3月25日の茨城県知事橋本昌の行動の根本動機なのである。

厚生労働省は、いまのところ「暫定規制値」の改訂には踏み切っていないが、今後汚染が一層進行すれば緩和の圧力が強まり、規制値の「見直し」がおこなわれる可能性がある。

放射線被曝を容認する医師

事故発生直後には、テレビなどで原子力工学関連の「専門家」たちが憶測にもとづいて無責任な発言を続けた。水や食料の汚染が明らかになって以降は、原発推進勢力が動員する医師たちが「安全」キャンペーンの担い手として登場した。彼らは、福島第一原子力発電所から放出・拡散した放射性物質による健康被害と農産物の汚染についてどのように語っているのだろうか。

福島県は原発事故発生直後、長崎大学教授の山下俊一を「放射線健康リスク管理アドバイザー」に任命した。山下は3月18日から25日まで福島で活動

した。次は、福島県で牛乳から「暫定基準値」を超える放射性ヨウ素が検出され、出荷停止となった翌日の3月22日に雑誌社の取材を受けた際の発言である（『日経ビジネスオンライン』、business.nikkeibp.co.jp/article/manage/20110323/219112/）。

『暫定規制値』というのは、一生食べ続けても何の影響も出ない数値です。未然防止の観点で作ったもので、安全サイドに立った数値なのです。ですから、今のレベルなら暫定規制値を超えた食品を、飲んだり食べたりしていても、健康に影響を及ぼすことはありません。」

牛乳の場合、厚生労働省が設定した300Bq/kgは、WHOの基準の30倍である（本紙第1029号参照）。その「暫定規制値」について「一生食べ続けても何の影響も出ない」とか、挙げ句に「暫定規制値を超えても「健康に影響を及ぼすことはありません」とまで言う。支離滅裂で問題外の発言である。

次は、福島県のアドバイザーとして「放射線と私たちの健康との関係」と題する講演をおこなった際の発言である（動画は福島県のウェブサイト、wwwcms.pref.fukushima.jp/に掲載。これを書き起こしたものが、ameblo.jp/kaiken-matome/entry-10839525483.html）。

「放射線の影響は、実はニコニコ笑ってる人には来ません。クヨクヨしてる人に来ます。これは明確な動物実験でわかっています。酒飲みの方が幸か不幸か、放射線の影響少ないんですね。決して飲めということでは

ありませんよ。笑いが皆様方の放射線恐怖症を取り除きます。」

放射線恐怖症なる新しい疾病を捏造したうえで、放射線の影響を放射線恐怖症にすり替え、ニコニコ笑えという無意味なアドバイスである。

酪農の実態を知らずに安全宣言

しかし山下は法螺ばかり吹いているわけにもいかない。放射線被曝の「専門家」としての具体的な発言が求められているのだ。牛乳の汚染経路について、こう述べる（前掲『日経ビジネスオンライン』）。

「牛が食べる餌の量はべらぼうに多い上、牧草と一緒に周囲の土も食べています。しかも、甲状腺だけにたまるのではなく、牛乳に濃縮される傾向があります。牛乳中の放射能は、餌や土に降り注いだ放射線のほか、牛が呼吸で吸入した分もありそうです。」

ところが、前述の山下の講演の聴衆のなかに福島市飯野（原発から約50km）の酪農家が出て、次のとおり指摘した。

「牛と人が共通しているのは空気と水。あと、えさがあると思うんですが、殆ど屋根のかかる所においてある牧草であるとか、配合飼料を食べます。ですから、大地に生えてる草を食べるとは、今は全くないんです。ですから、降下物ということであれば、空気と水は人と同じなんですね。」

牛乳の汚染原因に関する山下の分析は、放牧された牛が汚染された牧草と土を食べて放射性物質を取り入れたとする誤った

想定に基づくものだった。人間は牧草と土を食べないから安全だと言いたいのだろうが、酪農家からの指摘により山下の主張は崩れた。住民の放射線被曝、とりわけ母乳の放射能汚染が懸念される状況なのだ。この日、山下は酪農家のこの指摘に一切返答せず次の質問に移ってごまかした。

この講演は3月21日におこなわれたものだが、その翌日、『日経ビジネス』の取材を受けた際、山下は、前述のとおり「牧草と一緒に周囲の土も食べています」と、またも述べた。山下は自分の説が、酪農に関する無知にもとづく根拠のないものであることを講演会場で暴露されたのに、何の反省もなく事実を反する発言を続けているのだ。人の生命を守るべき医師山下俊一は、たんに無知なのではなく、意図的に虚偽を言いふらしているのだ。

長崎大学教授山下俊一は、原子力安全委員会の下部組織である「被ばく医療分科会」の主査として、ヨウ素剤服用の基準を定めた人物である（www.jaif.or.jp/ja/news/2001/2104-2-7.html）。被爆地長崎で原爆被爆について研究している医師と聞くと、誰もが放射線被ばく被害者の味方だと思ってしまうが、それはとんでもない誤解である。

医師山下俊一は、想像を絶する恐るべき環境破壊をもたらし、日本国民だけでなく全世界の人々の放射線被曝を招いた罪深い原発推進勢力に属する人物であり、その免罪のために根拠のない楽観論を振りまく任務を与えられ、主犯の原子力委員会によって共犯者の福島県庁に派遣され活動したのだ。

（以下次号）